

第1号議案

国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

第1号議案

国民健康保険料賦課限度額の引上げについて

1 賦課限度額の内容

(単位：万円) (表1)

	対象者：被保険者全員			対象者：40歳～64歳	
	基礎分(1)	後期分(2)	計(3) ((1)+(2))	介護分(4)	計(5) ((3)+(4))
平成28年度(現行)	52	17	69	16	85
国の場合	54	19	73	16	89
平成29年度(改正案)	54	19	73	16	89
対前年度比(増額)	2	2	4	0	4

(基礎分：基礎賦課限度額 後期分：後期高齢者支援金等賦課限度額 介護分：介護納付金賦課限度額)

2 芦屋市の保険料率と賦課限度額(現行)

(表2)

	平等割額(1) 1世帯につき	均等割額(2) 被保険者1人につき	所得割額(3) 世帯内の国保加入者全員の 平成27年中の基準総所得金額 ×	平成28年度 年間保険料(4) (1)+(2)+(3) 【限度額】
基礎分	21,120円	+ 29,760円	+ 6.3%	= 【520,000円】
後期分	8,280円	+ 11,520円	+ 2.7%	= 【170,000円】
介護分	6,720円	+ 13,440円	+ 2.6%	= 【160,000円】

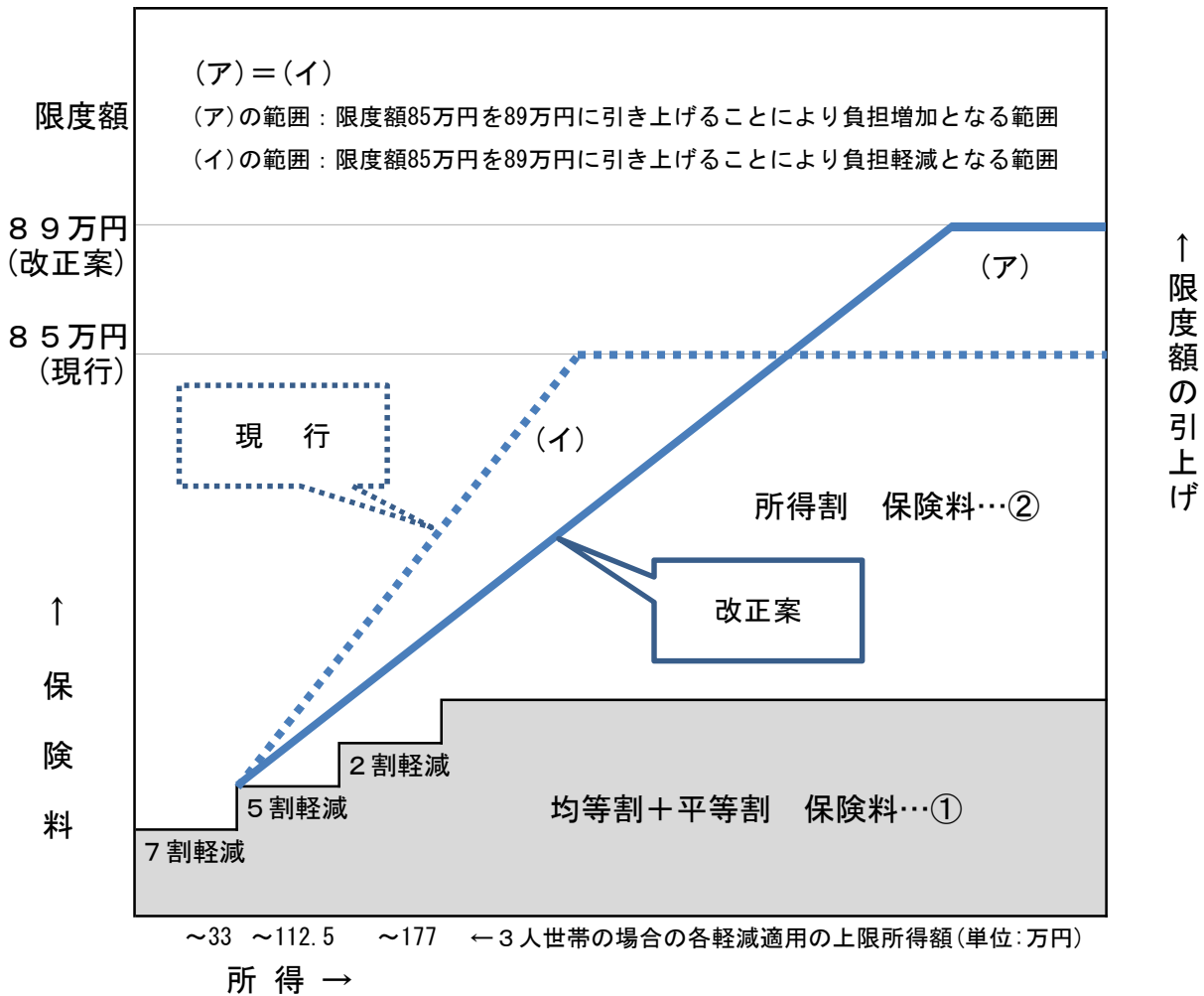
3 賦課限度額の引上げに伴う負担軽減等について

(基礎分54万円+後期分19万円+介護分16万円=89万円)

保険料負担の範囲の変化

- ・ 現 行 : ①の塗りつぶし範囲+「現行」の点線から右側の範囲
 \updownarrow (保険料の総額は同額)
- ・ 改正案 : ①の塗りつぶし範囲+「改正案」の実線から右側の範囲

(図1)



基礎分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	6.30 %	所得割率	6.20 %
均等割額	29,760 円	均等割額	29,760 円
平等割額	21,120 円	平等割額	21,120 円
賦課限度額	520,000 円	賦課限度額	540,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

(単位:円)

給与収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	140,160	140,160	0	169,920	169,920	0
0 円	0 円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.0 万円	33.0 万円	42,048	42,048	0	50,976	50,976	0
98.1 万円	33.1 万円	70,143	70,142	-1	85,023	85,022	-1
124.5 万円	59.5 万円	86,775	86,510	-265	101,655	101,390	-265
124.6 万円	59.6 万円	86,838	86,572	-266	101,718	101,452	-266
146.0 万円	81.0 万円	100,320	99,840	-480	115,200	114,720	-480
146.1 万円	81.1 万円	100,383	99,902	-481	115,263	114,782	-481
151.0 万円	86.0 万円	103,470	102,940	-530	118,350	117,820	-530
151.1 万円	86.1 万円	103,533	103,002	-531	118,413	117,882	-531
186.7 万円	112.5 万円	120,165	119,370	-795	135,045	134,250	-795
186.7 万円	112.6 万円	120,228	119,432	-796	135,108	134,312	-796
210.3 万円	129.0 万円	130,560	129,600	-960	145,440	144,480	-960
210.3 万円	129.1 万円	130,623	129,662	-961	145,503	144,542	-961
224.7 万円	139.0 万円	136,860	135,800	-1,060	151,740	150,680	-1,060
224.7 万円	139.1 万円	178,971	177,910	-1,061	151,803	150,742	-1,061
262.3 万円	165.5 万円	195,603	194,278	-1,325	168,435	167,110	-1,325
262.7 万円	165.6 万円	195,666	194,340	-1,326	219,474	218,148	-1,326
278.7 万円	177.0 万円	202,848	201,408	-1,440	226,656	225,216	-1,440
279.1 万円	177.1 万円	202,911	201,470	-1,441	226,719	225,278	-1,441
347.5 万円	225.0 万円	233,088	231,168	-1,920	256,896	254,976	-1,920
347.5 万円	225.1 万円	261,183	259,262	-1,921	256,959	255,038	-1,921
409.1 万円	273.0 万円	291,360	288,960	-2,400	287,136	284,736	-2,400
409.1 万円	273.1 万円	291,423	289,022	-2,401	321,183	318,782	-2,401
417.9 万円	280.0 万円	295,770	293,300	-2,470	325,530	323,060	-2,470
442.7 万円	300.0 万円	308,370	305,700	-2,670	338,130	335,460	-2,670
467.9 万円	320.0 万円	320,970	318,100	-2,870	350,730	347,860	-2,870
492.7 万円	340.0 万円	333,570	330,500	-3,070	363,330	360,260	-3,070
517.9 万円	360.0 万円	346,170	342,900	-3,270	375,930	372,660	-3,270
542.7 万円	380.0 万円	358,770	355,300	-3,470	388,530	385,060	-3,470
567.9 万円	400.0 万円	371,370	367,700	-3,670	401,130	397,460	-3,670
592.7 万円	420.0 万円	383,970	380,100	-3,870	413,730	409,860	-3,870
617.9 万円	440.0 万円	396,570	392,500	-4,070	426,330	422,260	-4,070
642.7 万円	460.0 万円	409,170	404,900	-4,270	438,930	434,660	-4,270
666.7 万円	480.0 万円	421,770	417,300	-4,470	451,530	447,060	-4,470
688.9 万円	500.0 万円	434,370	429,700	-4,670	464,130	459,460	-4,670
711.2 万円	520.0 万円	446,970	442,100	-4,870	476,730	471,860	-4,870
755.6 万円	560.0 万円	472,170	466,900	-5,270	501,930	496,660	-5,270
777.8 万円	580.0 万円	484,770	479,300	-5,470	514,530	509,060	-5,470
787.4 万円	588.6 万円	490,188	484,632	-5,556	519,948	514,392	-5,556
787.5 万円	588.7 万円	490,251	484,694	-5,557	520,000	514,454	-5,546
833.3 万円	629.9 万円	516,207	510,238	-5,969	520,000	539,998	19,998
833.4 万円	630.0 万円	516,270	510,300	-5,970	520,000	540,000	20,000
839.9 万円	635.9 万円	519,987	513,958	-6,029	520,000	540,000	20,000
840.1 万円	636.0 万円	520,000	514,020	-5,980	520,000	540,000	20,000
886.6 万円	677.9 万円	520,000	539,998	19,998	520,000	540,000	20,000
886.7 万円	678.0 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
892.4 万円	683.1 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
892.5 万円	683.2 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
939.9 万円	725.9 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
940.1 万円	726.0 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
944.8 万円	730.3 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
944.9 万円	730.4 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
993.3 万円	773.9 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
993.4 万円	774.0 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
997.4 万円	777.6 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
997.5 万円	777.7 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
1,044.2 万円	821.9 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000
1,044.3 万円	822.0 万円	520,000	540,000	20,000	520,000	540,000	20,000

7割軽減

5割軽減

2割軽減

現行限度額

改正案限度額

後期高齢者支援金等分保険料(1)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	2.70 %	所得割率	2.56 %
均等割額	11,520 円	均等割額	11,520 円
平等割額	8,280 円	平等割額	8,280 円
賦課限度額	170,000 円	賦課限度額	190,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

給与収入額	所得金額	1人世帯			2人世帯			3人世帯		
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	現行	改正案	差額
未申告	未申告	19,800	19,800	0	31,320	31,320	0	42,840	42,840	0
0 円	0 円	5,940	5,940	0	9,396	9,396	0	12,852	12,852	0
98.0 万円	33.0 万円	5,940	5,940	0	9,396	9,396	0	12,852	12,852	0
98.1 万円	33.1 万円	9,927	9,925	-2	15,687	15,685	-2	21,447	21,445	-2
124.5 万円	59.5 万円	17,055	16,684	-371	22,815	22,444	-371	28,575	28,204	-371
124.6 万円	59.6 万円	23,022	22,649	-373	22,842	22,469	-373	28,602	28,229	-373
146.0 万円	81.0 万円	28,800	28,128	-672	28,620	27,948	-672	34,380	33,708	-672
146.1 万円	81.1 万円	32,787	32,113	-674	28,647	27,973	-674	34,407	33,733	-674
151.0 万円	86.0 万円	34,110	33,368	-742	29,970	29,228	-742	35,730	34,988	-742
151.1 万円	86.1 万円	34,137	33,393	-744	39,393	38,649	-744	35,757	35,013	-744
186.7 万円	112.5 万円	41,265	40,152	-1,113	46,521	45,408	-1,113	42,885	41,772	-1,113
186.7 万円	112.6 万円	41,292	40,177	-1,115	46,548	45,433	-1,115	55,764	54,649	-1,115
210.3 万円	129.0 万円	45,720	44,376	-1,344	50,976	49,632	-1,344	60,192	58,848	-1,344
210.3 万円	129.1 万円	45,747	44,401	-1,346	57,267	55,921	-1,346	60,219	58,873	-1,346
224.7 万円	139.0 万円	48,420	46,936	-1,484	59,940	58,456	-1,484	62,892	61,408	-1,484
224.7 万円	139.1 万円	48,447	46,961	-1,486	59,967	58,481	-1,486	62,919	61,433	-1,486
262.3 万円	165.5 万円	55,575	53,720	-1,855	67,095	65,240	-1,855	70,047	68,192	-1,855
262.7 万円	165.6 万円	55,602	53,745	-1,857	67,122	65,265	-1,857	70,074	68,217	-1,857
278.7 万円	177.0 万円	58,680	56,664	-2,016	70,200	68,184	-2,016	73,152	71,136	-2,016
279.1 万円	177.1 万円	58,707	56,689	-2,018	70,227	68,209	-2,018	81,747	79,729	-2,018
347.5 万円	225.0 万円	71,640	68,952	-2,688	83,160	80,472	-2,688	94,680	91,992	-2,688
347.5 万円	225.1 万円	71,667	68,977	-2,690	83,187	80,497	-2,690	94,707	92,017	-2,690
409.1 万円	273.0 万円	84,600	81,240	-3,360	96,120	92,760	-3,360	107,640	104,280	-3,360
409.1 万円	273.1 万円	84,627	81,265	-3,362	96,147	92,785	-3,362	107,667	104,305	-3,362
417.9 万円	280.0 万円	86,490	83,032	-3,458	98,010	94,552	-3,458	109,530	106,072	-3,458
442.7 万円	300.0 万円	91,890	88,152	-3,738	103,410	99,672	-3,738	114,930	111,192	-3,738
467.9 万円	320.0 万円	97,290	93,272	-4,018	108,810	104,792	-4,018	120,330	116,312	-4,018
492.7 万円	340.0 万円	102,690	98,392	-4,298	114,210	109,912	-4,298	125,730	121,432	-4,298
517.9 万円	360.0 万円	108,090	103,512	-4,578	119,610	115,032	-4,578	131,130	126,552	-4,578
542.7 万円	380.0 万円	113,490	108,632	-4,858	125,010	120,152	-4,858	136,530	131,672	-4,858
567.9 万円	400.0 万円	118,890	113,752	-5,138	130,410	125,272	-5,138	141,930	136,792	-5,138
591.1 万円	418.6 万円	123,912	118,513	-5,399	135,432	130,033	-5,399	146,952	141,553	-5,399
591.1 万円	418.7 万円	123,939	118,539	-5,400	135,459	130,059	-5,400	146,979	141,579	-5,400
644.3 万円	461.2 万円	135,414	129,419	-5,995	146,934	140,939	-5,995	158,454	152,459	-5,995
644.3 万円	461.3 万円	135,441	129,444	-5,997	146,961	140,964	-5,997	158,481	152,484	-5,997
693.3 万円	503.9 万円	146,943	140,350	-6,593	158,463	151,870	-6,593	169,983	163,390	-6,593
693.4 万円	504.0 万円	146,970	140,376	-6,594	158,490	151,896	-6,594	170,000	163,416	-6,584
708.7 万円	517.8 万円	150,696	143,908	-6,788	162,216	155,428	-6,788	170,000	166,948	-3,052
708.8 万円	517.9 万円	150,723	143,934	-6,789	162,243	155,454	-6,789	170,000	166,974	-3,026
740.9 万円	546.8 万円	158,526	151,332	-7,194	170,000	162,852	-7,148	170,000	174,372	4,372
740.8 万円	546.7 万円	158,499	151,307	-7,192	170,000	162,827	-7,173	170,000	174,347	4,347
758.7 万円	562.8 万円	162,846	155,428	-7,418	170,000	166,948	-3,052	170,000	178,468	8,468
758.8 万円	562.9 万円	162,873	155,454	-7,419	170,000	166,974	-3,026	170,000	178,494	8,494
788.1 万円	589.2 万円	169,974	162,187	-7,787	170,000	173,707	3,707	170,000	185,227	15,227
788.2 万円	589.3 万円	170,000	162,212	-7,788	170,000	173,732	3,732	170,000	185,252	15,252
808.7 万円	607.8 万円	170,000	166,948	-3,052	170,000	178,468	8,468	170,000	189,988	19,988
808.8 万円	607.9 万円	170,000	166,974	-3,026	170,000	178,494	8,494	170,000	190,000	20,000
858.7 万円	652.8 万円	170,000	178,468	8,468	170,000	189,988	19,988	170,000	190,000	20,000
858.8 万円	652.9 万円	170,000	178,494	8,494	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000
908.7 万円	697.8 万円	170,000	189,988	19,988	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000
908.8 万円	697.9 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000

現行限度額

改正案限度額

後期高齢者支援金等分保険料(2)

※納付対象者は、国保加入者全員

現行		改正案	
所得割率	2.70 %	所得割率	2.56 %
均等割額	11,520 円	均等割額	11,520 円
平等割額	8,280 円	平等割額	8,280 円
賦課限度額	170,000 円	賦課限度額	190,000 円

※ 改正案の所得割率は、賦課総額、世帯数、被保険者数及び所得金額が現行と同一と仮定した場合の試算値

(単位:円)

給与収入額	所得金額	4人世帯			5人世帯			
		現行	改正案	差額	現行	改正案	差額	
未申告	未申告	54,360	54,360	0	65,880	65,880	0	7割軽減
0 円	0 円	16,308	16,308	0	19,764	19,764	0	
98.0 万円	33.0 万円	16,308	16,308	0	19,764	19,764	0	
98.1 万円	33.1 万円	27,207	27,205	-2	32,967	32,965	-2	
124.5 万円	59.5 万円	34,335	33,964	-371	40,095	39,724	-371	5割軽減
124.6 万円	59.6 万円	34,362	33,989	-373	40,122	39,749	-373	
146.0 万円	81.0 万円	40,140	39,468	-672	45,900	45,228	-672	
146.1 万円	81.1 万円	40,167	39,493	-674	45,927	45,253	-674	
151.0 万円	86.0 万円	41,490	40,748	-742	47,250	46,508	-742	
151.1 万円	86.1 万円	41,517	40,773	-744	47,277	46,533	-744	
186.7 万円	112.5 万円	48,645	47,532	-1,113	54,405	53,292	-1,113	
186.7 万円	112.6 万円	48,672	47,557	-1,115	54,432	53,317	-1,115	
210.3 万円	129.0 万円	53,100	51,756	-1,344	58,860	57,516	-1,344	
210.3 万円	129.1 万円	53,127	51,781	-1,346	58,887	57,541	-1,346	2割軽減
224.7 万円	139.0 万円	55,800	54,316	-1,484	61,560	60,076	-1,484	
224.7 万円	139.1 万円	72,135	70,649	-1,486	61,587	60,101	-1,486	
262.3 万円	165.5 万円	79,263	77,408	-1,855	68,715	66,860	-1,855	
262.7 万円	165.6 万円	79,290	77,433	-1,857	88,506	86,649	-1,857	
278.7 万円	177.0 万円	82,368	80,352	-2,016	91,584	89,568	-2,016	
279.1 万円	177.1 万円	82,395	80,377	-2,018	91,611	89,593	-2,018	
347.5 万円	225.0 万円	95,328	92,640	-2,688	104,544	101,856	-2,688	
347.5 万円	225.1 万円	106,227	103,537	-2,690	104,571	101,881	-2,690	
409.1 万円	273.0 万円	119,160	115,800	-3,360	117,504	114,144	-3,360	
409.1 万円	273.1 万円	119,187	115,825	-3,362	130,707	127,345	-3,362	
417.9 万円	280.0 万円	121,050	117,592	-3,458	132,570	129,112	-3,458	
442.7 万円	300.0 万円	126,450	122,712	-3,738	137,970	134,232	-3,738	
467.9 万円	320.0 万円	131,850	127,832	-4,018	143,370	139,352	-4,018	
492.7 万円	340.0 万円	137,250	132,952	-4,298	148,770	144,472	-4,298	
517.9 万円	360.0 万円	142,650	138,072	-4,578	154,170	149,592	-4,578	
542.7 万円	380.0 万円	148,050	143,192	-4,858	159,570	154,712	-4,858	
567.9 万円	400.0 万円	153,450	148,312	-5,138	164,970	159,832	-5,138	
591.1 万円	418.6 万円	158,472	153,073	-5,399	169,992	164,593	-5,399	
591.1 万円	418.7 万円	158,499	153,099	-5,400	170,000	164,619	-5,381	
644.3 万円	461.2 万円	169,974	163,979	-5,995	170,000	175,499	5,499	現行限度額
644.3 万円	461.3 万円	170,000	164,004	-5,996	170,000	175,524	5,524	
693.3 万円	503.9 万円	170,000	174,910	4,910	170,000	186,430	16,430	
693.4 万円	504.0 万円	170,000	174,936	4,936	170,000	186,456	16,456	
708.7 万円	517.8 万円	170,000	178,468	8,468	170,000	189,988	19,988	
708.8 万円	517.9 万円	170,000	178,494	8,494	170,000	190,000	20,000	
740.9 万円	546.8 万円	170,000	185,892	15,892	170,000	190,000	20,000	改正案限度額
740.8 万円	546.7 万円	170,000	185,867	15,867	170,000	190,000	20,000	
758.7 万円	562.8 万円	170,000	189,988	19,988	170,000	190,000	20,000	
758.8 万円	562.9 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
788.1 万円	589.2 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
788.2 万円	589.3 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
808.7 万円	607.8 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
808.8 万円	607.9 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
858.7 万円	652.8 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
858.8 万円	652.9 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
908.7 万円	697.8 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	
908.8 万円	697.9 万円	170,000	190,000	20,000	170,000	190,000	20,000	

芦屋市国民健康保険条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>540,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>190,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>540,000円</u>を超える場合には、<u>540,000円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「<u>190,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条の6 第10条又は第13条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条の基礎賦課額と第13条の2の基礎賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>520,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第13条の6の10 第13条の6の3又は第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第13条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合計額をいう。第16条及び第17条第1項において同じ。)は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額)</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>520,000円</u>を超える場合には、<u>520,000円</u>)とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の6の3又は第13条の6の6」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「<u>170,000円</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>540,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条の2」とあるのは「第13条の8」と、「<u>520,000円</u>」とあるのは「160,000円」と読み替えるものとする。</p>

保 発 0129 第 2 号
平成28年 1 月 29日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第33号。以下「改正政令」という。）が本日公布され、平成28年4月1日から施行することとされたところであるが、この改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の保険者等に周知徹底を図られたい。

記

第1 改正の趣旨

「平成28年度税制改正の大綱」（平成27年12月24日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部を改正するものであること。

第2 改正の内容

- 1 国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を17万円から19万円に引き上げることとしたこと。

なお、各保険者においては、これまで同様、それぞれの保険料賦課の実情に応じて引上げ幅や引上げ時期を判断することが可能であること。

- 2 被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を26万円から26万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に引き上げることとしたこと。

- 3 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、(2)に伴う所要の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

改正政令は、平成28年4月1日から施行すること。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(政 令)

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一三)
- 自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(二四)
- 防衛省組織令の一部を改正する政令(二五)
- 組合等登記令の一部を改正する政令(二六)
- 農業協同組合法施行令等の一部を改正する等の政令(二七)
- 存続都道府県中央会等の組織変更の登記に関する政令(二八)
- 国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令(二九)
- 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(三〇)
- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(三一)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令(三二)
- 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(三三)

(条 約)

- 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定(一)

(府 令)

- 災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一)
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行規則(同二)
- 児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令(同三)

(府令・省令)

- 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令
- (内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)
- 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第一項に規定する準備金の積立て等に関する命令の一部を改正する命令
- (内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

(省 令)

- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令
- (内閣府・農林水産一)
- 行政不服審査法施行規則(総務五)

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令(財務三)

- 農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令
- (厚生労働・農林水産一)

- 独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則等の一部を改正する省令(同二)

- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産五)

- 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令(同六)

- 農地法施行規則の一部を改正する省令(同七)

- 水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令及び水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可の取消しに係る聴聞手続規則の一部を改正する省令
- (農林水産・国土交通二)

- 航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則及び標準的な官職を定める省令の一部を改正する省令(防衛三)

- 防衛省職員給与施行規則及び地方防衛局組織規則の一部を改正する省令(同四)

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の規定に基づき内閣総理大臣の所掌に係る権限の一部について委任した件(内閣府三)

- 東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の効力発生に関する件(外務二七)

- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務三)

- 農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件(財務・農林水産四)

- 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成二十八年度及び平成二十九年度における財政安定化基金拠出率(厚生労働一七)

本日公布された法令の一(あらし)は、次のページに掲載されています。

附則
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第二条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第四百三十六号の二を第四百三十六号の三とし、第四百三十六号の次に次の一号を加える。

四百三十六号の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)

(内閣府本府組織令の一部改正)

第三条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(四)を(三)とし、(四)から(五)までを(四)から(五)までとし、(四)の次に次のように加える。

(四) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

(復興庁組織令の一部改正)

第四条 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表に次のように加える。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令(平成二十八年政令第三十二号)	第四条第二項	第五十七条の地方支分部局の長	第五十七条の地方支分部局の長、復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)第十二条第一項の職若しくは同法第十七条第一項の地方機関の長
--	--------	----------------	--

内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十三号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七条の二第二項(同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む)及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九條の四の三第六項中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

第二十九条の七第二項第十号中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第三項第九号中「七万円」を「十九万円」に改め、同条第五項第一号中「四十七万円」を「四十八万円」に改め、同条第六項第一号中「二十六万五千円」に改め、同条第三号ロ中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同条第八号中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

附則

附則第四条第二項第六号中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第三項第六号中「十七万円」を「十九万円」に改める。

(施行期日)
この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)
この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日(同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む)がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

この政令による改正後の第二十九条の七第二項、第三項及び第五項並びに附則第四条第二項及び第三項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三

条約

東南アジア諸国連合フランス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

条約第二号

東南アジア諸国連合フランス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定

締約者は、地域における国際収支及び短期的な流動性に関する困難に対処するため、東南アジア諸国連合フランス三箇国の枠組みの下で流動性に係る多数国間の支援に関する取決を確立するチェンマイ・イニシアティブの多数国間化(以下「CMIIM」という。)を想起し、

CMIIMの当事者が、CMIIMの下で監視機関を設立することに合意したことを踏まえ、東南アジア諸国連合フランス三箇国の財務大臣による会合の発議に基づき、二十一年に有限責任法人東南アジア諸国連合フランス三箇国マクロ経済調査事務所(以下「有限責任法人AMRO」という。)が設立されたことを認識し、

東南アジア諸国連合フランス三箇国マクロ経済調査事務局が地域の独立した監視機関として効果的に機能することができるよう、同事務局を完全な法人格を有し、かつ、有限責任法人AMROの役割を引き継ぐ国際機関として設立することを希望し、